

第 6 次木更津市男女共同参画計画素案の主な変更点

1 目次

→第 5 次計画をベースに目次を下記の通り変更しました。

	第 5 次	第 6 次
第 1 章	計画の基本的な考え方	計画の策定にあたって
1	男女共同参画社会の実現に向けて	計画策定の背景
2	計画の位置づけ	本市の現状・課題
3	計画の期間	計画の位置づけ
		計画の期間
第 2 章	計画の内容	計画の内容
1	計画の目的	計画の目的
2	基本目標	基本目標
3	計画の体系	計画の体系
4	指標一覧	計画指標
第 3 章	事業計画	事業計画

2 本計画の方向性（資料 1：P 2(3)）

- (1) 「男性の参画の少ない分野への参画の推進」について記載
 個別の事業評価表（資料 2）にも記載しました。（男性保育士、事業番号 7）
 また、男性への相談（事業番号 2 2）についても記載しています。
- (2) 家庭に専念したい人の社会参画の位置づけ
 市民アンケートに寄せられた意見を参考に、「家事・育児・介護などに専念したい人を尊重する」ことについて記載しました。
 個別の事業評価表に「こども誰でも通園制度」（事業番号 1 3）について記載しています。

3 計画の位置づけ（資料 1：P 5）

- (1) 他の計画（基本計画等）との整合性について
 第 5 次計画では、「第 4 期木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第 3 期オーガニックなまちづくりアクションプラン」との整合性を図ると記載していましたが、男女共同参画はいずれにも含まれていないため、第 6 次計画では削除しました。
- (2) 令和 6 年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関する法定計画としての位置付け
 上記法律の法定計画であることを、新たに記載しました。

4 計画の体系（資料1：P8、資料4に詳細記載）

- (1) 基本目標Ⅰに施策項目2「あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映」を新設しました。
- (2) 第5次計画の主要課題1「労働の場における男女共同参画の促進」を、第6次計画では、千葉県の第6次計画を参考に基本目標とし、基本目標Ⅱ「働く場における女性活躍の推進」を新設しました。
- (3) 基本目標Ⅱ・施策項目2に、施策の基本的な方向「ハラスメント対策の促進」を新設。
- (4) 第5次計画の主要課題5の施策3「外国人・高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり」については、本市の他の計画（「介護保険事業計画」、「きさらづ障がい者プラン」等）でカバーしており、性差による課題解決に向けた事業とは関係性が薄いため、第6次計画では削除しています。
 なお、第5次計画期間において、「木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例」が制定され、この条例に基づき、高齢者や障がい者などの各分野における事業は、それぞれの個別計画において策定されるものとなっております。
- (5) 第5次計画中の令和5年に、男女共同参画を含む共生社会条例「木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例」が制定されたため、第5次計画の主要課題10・施策1「（仮称）木更津市男女共同参画条例の制定」は削除しています。
- (6) 基本目標Ⅲ・施策項目2に、施策の基本的な方向「困難な問題を抱える女性への支援」を新設しました。

5 計画の指標（資料1：P9、資料5に詳細記載）

- (1) 第5次計画では、市男性職員の育児休業取得率（指標4 目標30%に対し実績89.7%）と市職員の管理職に占める女性の割合（指標10 目標15%に対し実績22.6%）、の2指標が目標値を超えました。
 → 「市男性職員の育児休業取得率」については、県では現状88.4%に対し目標を100%としています。
 本市の現状は、89.7%（目標30%）となっておりますが、目標値を100%とすることは、各家庭の都合も踏まえると現実的では無いため、県の計画にもある「市男性職員で育児休業取得日数が14日以上の方の割合（指標12）」を本市でも新たな指標としました。
 現在、県の男性職員の育児休業取得が14日以上の方の割合は、85.3%となっております。本市は、現在79.3%であり、目標を90%としました。
 → 「女性管理職の割合」については、国は係長以上35%（現状30.8%）、県は20%（現状14.1%）となっております。
 本市においては、第5次の目標値（15%）は達成し22.6%となりましたが、更なる女性管理職割合増加のため、現状を鑑み30%としました。

- (2) 第5次計画の「学校教育の場で男女が平等と感じる人の割合（指標19）」の指標を、「学校教育の場における男女共同参画が推進されていると思う人の割合（指標21）」に変更しました。

県の第6次計画が上記の表現に変更されたため、それに倣ったものですが、数値の元となる市民アンケートの回答者は教育関係者であるとは限らず、学校教育の現場が分からない場合回答しづらい質問と考えられるため、回答しやすい「推進されていると思うか」の質問に変更したものです。

- (3) 新たな指標として、「消防団における女性消防団員の割合（指標4）」、「認定農業者に占める女性の人数（指標5）」、「施策に対する各事業の評価の割合（A評価）（指標22）」の3つを設定しました。

- (4) 指標7、8、9、13、15、17、18、19、21については、男女別の集計が可能なため、第6次計画指標では男女別に目標設定しました。

- (5) 第5次計画の指標「がん検診受診率（指標14）」については、子宮頸がん・乳がんの受診率で、男性は該当がなく、男女での差を比べることができないため、第6次計画の指標では削除しています。

指標から削除しましたが、女性の社会参画に繋がることから、計画事業としては継続する（資料2 事業番号27）ため、引き続きがん検診受診率向上には努めてまいります。

- (6) 第5次計画のその他の指標については、継続し、第5次の実績を踏まえ、達成できそうな目標値に再考しました。（指標1、3、8、9、11、13、14、16、19）